

## 次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児のための時間を取得しやすい環境をつくる。

<対策>

- 育児休業制度等を周知し、男性職員も含めて制度が利用しやすい環境づくりを推進し、仕事と育児の両立を支援する体制を整える。

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 法に基づく諸制度の調査。
- 制度に関する資料を作成し、職員に周知。

目標3：所定外労働時間の削減。

<対策>

- 衛生委員会で実態の把握、管理職への周知。
- 各部署における問題点の検討、所定外労働の原因の分析等を行う。

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年8月1日～平成33年7月31日までの 3年間

2. 内容

目標1:職員全体の残業時間を月平均10時間以内とする。

<対策>

- 所定外労働の原因の分析等を行う
- 各部署における問題点の検討

目標2:育児のための時間を取得しやすい環境をつくる。

<対策>

- 短時間勤務制度による柔軟な働き方の周知
- 結婚、妊娠、出産、育児等の事由により、女性職員が会社を退職することなく継続して就労することを定着させるとともに、男性職員についても育児休業制度等利用を促進し、仕事と育児の両立を支援する体制を整える。

目標3:パート職から正職員への登用制度を積極的に運用

<対策>

- 管理者の職員への面談、聞き取りを随時実施。